（外国船舶監督官及び首席外国船舶監督官の職務）

第九十一条　外国船舶監督官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　船舶の航行の安全の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査の執行に関すること（次号に掲げる事務を除く。）。

二　［略］

2　［略］

附　則

［条を削る。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第三条　沖縄総合事務局組織規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（消費・安全課の所掌事務） **第四十条**　消費・安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～六　略］ 七　特定第一種水産動植物等（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第二条第三項に規定する特定第一種水産動植物等をいう。第九十二条の表において同じ。）の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（届出採捕者（同法第三条第三項に規定する届出採捕者をいう。第九十二条の表において同じ。）及び特定第一種水産動植物等取扱事業者（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者（同法第七条第一項に規定する特定第一種第二号水産動植物採捕事業者をいう。）以外の同法第二条第五項に規定する特定第一種水産動植物等取扱事業者をいう。第九十二条の表において同じ。）に対する同法第十条第一項又は第二項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令並びに同法第三十二条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施（第九十二条の表において「勧告等」という。）に係るものに限る。）。 ［八～十三　略］ （事務所） **第九十二条**　総合事務局の事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務は、次のとおりとする。	（消費・安全課の所掌事務） **第四十条**　消費・安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～六　同上］ 七　特定第一種水産動植物等（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第二条第二項に規定する特定第一種水産動植物等をいう。以下同じ。）の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（同法第七条第一項又は第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令並びに同法第十二条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施（第九十二条において「勧告等」という。）に係るものに限る。）。 ［八～十三　同上］ （事務所） **第九十二条**　総合事務局の事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域	所掌事務
［略］			
那覇農林水産センター	［略］	地方農政局において所掌することとされている事務のうち、次に掲げる事務を行うこと。 ［一～七　略］	

名称	位置	管轄区域	所掌事務
［同上］			
那覇農林水産センター	［同上］	地方農政局において所掌することとされている事務のうち、次に掲げる事務を行うこと。 ［一～七　同上］	

（外国船舶監督官及び首席外国船舶監督官の職務）

第九十一条　外国船舶監督官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査の執行に関すること（次号に掲げる事務を除く。）。

二　［同上］

2　［同上］

附　則

（運輸部海事技術専門官の所掌事務の特例）

第十二条　運輸部海事技術専門官は、第八十九条第一項に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号。以下この条において「法」という。）の施行の日の前日までの間、法第四十条及び国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十二号）第四十八条の規定により委任された権限のうち、法附則第五条の規定による相当確認の執行に関する事務をつかさどる。